

もも・すもも生産拡大支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、産地の競争力を維持し、農家の所得向上を図るため、もも・すももの生産体制の強化及び生産量の確保を目的に、優良品種への改植や新植、新たに栽培に取り組む農家や栽培面積の拡大に取り組む農家の機械等の導入、産地を担う若手や中堅農家への技術指導に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付対象等)

第2条 知事は、別表に定める事業実施主体及び取組主体（以下「実施主体等」という。）が実施する事業（以下「補助対象事業」という。）に補助金を交付する。

2 補助対象経費及び補助率は、別表に定めるところとする。

(補助金交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第3条 補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。なお、事業実施主体が果樹産地協議会である場合は、取組主体の計画等を取りまとめ、当申請を行うものとする。

2 前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知)

第4条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めるときは速やかに交付の決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）を事業実施主体に送付するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(補助金の交付条件)

第5条 補助金交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業実施主体は、補助対象事業に要する経費の配分又は補助対象事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更は除く。）をしようとするときは、あらかじめ実施要領第6条に基づく計画変更の手続きを行った上で、変更承認申請書

(様式第3号)を提出し、知事の承認を受けなければならない。

- (2) 事業実施主体は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業実施主体は、補助対象事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 実施主体等は、この事業により取得した財産等について、財産管理台帳(様式第5号)を整備し、善良な管理のもと、効率的な運用を図るものとする。
- (5) 知事は、第3条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
- (6) 知事は、第3条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- (7) 本補助金への上乗せ補助を除き、国、県、市町村等が実施する他の補助制度と併用して交付を受けてはならない。

(着手)

- 第6条 実施主体等は、原則として知事の交付決定に基づき事業に着手するものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情によるときは、知事に交付決定前着手届を提出されている場合に限り、交付決定前に着手することができるものとする。
- 2 実施主体等は、前項により事前着手した後に第4条の規定による交付決定がされない場合においても、異議は申し立てられない。

(実績報告書)

- 第7条 事業実施主体は、補助対象事業が完了した日若しくは中止又は廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は完了した日の属する年度の3月1日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第6号)に必要な関係書類を添え、知事に提出しなければならない。なお、事業実施主体が果樹産地協議会である場合は、取組主体の実績をとりまとめ、当報告を行うものとする。
- 2 第3条第2項ただし書により交付の申請をした事業実施主体は、前項の実績報告書を提出するに当たり、第3条第2項のただし書に該当した実施主体等において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかなきときは、当該消費税等仕入控除税額を補助金の額から減額して報告しなければならない。
 - 3 第3条第2項ただし書により交付の申請をした事業実施主体は、前項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した実施主体等については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を、消費税等相当額報告書(様式第7号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を

受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 知事は、実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書（様式第8号）により事業実施主体に通知するものとする。

2 知事は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付)

第9条 知事は、補助金を補助対象事業が完了した日の属する年度の3月31日までに精算払として交付するものとする。

2 補助事業の完了後、補助金の交付までがなされた日をもって、補助事業としての完了日とする。

3 知事は、必要があると認める場合には、事業実施主体に対し、概算払により交付することができる。

4 事業実施主体は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式9号）を知事に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第10条 実施主体等は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助対象事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、知事が補助金交付の目的及び総務省所管補助金交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）第8条の規定を勘案して別に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 事業実施主体は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第10号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、前項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(書類の保管)

第 11 条 補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助対象事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

2 取得財産等がある場合は、補助対象事業終了の年度の翌年度から起算して前条で定める財産処分制限期間を経過するまでは、前項の帳簿等を整備保管しなければならない。ただし、前条第2項の規定により財産処分承認を受けた場合は、その年度までとする。

(書類の提出)

第 12 条 この要綱により事業実施主体が知事へ提出する書類は、農務事務所長を経由して提出するものとする。ただし、複数の市町村で事業を実施する事業実施主体にあっては、原則として、事業を実施する地区別に、当該地区を所管する農務事務所長へ提出するものとする。

(その他)

第 13 条 この要綱で定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項が生じた場合は、知事が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年3月4日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年3月30日から施行する。
- 2 すもも産地競争力強化支援事業費補助金交付要綱及びもも産地競争力強化支援事業費補助金交付要綱は、廃止する。両要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

<別表>

区分	事業実施主体	取組主体	補助対象経費	補助率	軽微な変更
産地競争力 強化支援	果樹産地協議会	農業者（個人） 農業者等が組織する 団体（法人等）	1 2a未満のもも振興品種への改植及び新 植、2a未満のすもも振興品種への改植に 要する経費 既存樹の伐採、抜根費 深耕・整地費 土壌改良資材費 苗木代 等 2 果樹未収益期間（改植実施年を除く4 年間）の栽培管理に要する経費 ※振興品種は、事業実施主体が策定する「 果樹産地構造改革計画」に位置づけられ た品種とする。	定額（改植：1㎡あたり390円 新植：1㎡あたり370円） <内訳> ・改植に係る経費： 1㎡あたり170円 ・新植に係る経費： 1㎡あたり150円 ・未収益期間（4年分）の 栽培管理費：1㎡あたり220円	補助対象事 業の目的の達 成に支障を来 さない事業計 画の細部の変 更であって、 交付決定を受 けた補助金の 増額を伴わな い場合
生産拡大 支援	果樹産地協議会 農業者（個人） 農業者等が組織す る団体（法人等） 知事が認める団体	農業者（個人） 農業者等が組織する 団体（法人等）	1 もも・すももの生産性向上に資する機 械・設備・資材等の導入に係る経費 <機械・設備> 昇降機（高所作業車） スピードスプレーヤ 運搬車（自走・牽引） 動力噴霧器 草刈機・刈払機（自動・乗用を含む） 穴掘機（オーガ） 溝堀機（トレンチャー） チップパー 堆肥散布機（マニュアルスプレッダ、ブ ロードキャスター） 低温貯蔵庫 電動剪定鋏	1 補助対象経費の 1/2 以内 （新規就農者が実施主体等の場合、 3/4 以内） ただし、補助金額の上限は、令和8 年3月1日から令和9年2月1日の間に、 もも・すももの新規栽培及び規模拡大 面積に応じ、以下のとおりとする。 (1) 10a 以上かつ 20a 未満 100,000 円／実施主体等 (2) 20a 以上かつ 30a 未満 250,000 円／実施主体等 (3) 30a 以上かつ 50a 未満 500,000 円／実施主体等	補助対象事 業の目的の達 成に支障を来 さない事業計 画の細部の変 更であって、 交付決定を受 けた補助金の 増額を伴わな い場合

			<p>バックホウ（油圧ショベル） グロースガン かん水設備（設置工事費は除く） 等</p> <p><資材> 白色反射シート 帆柱、支柱 脚立（アルミ） 選果台 運搬用台車、一輪車、二輪車 等</p> <p>※当事業にて導入する機械・設備・資材は新品であること。 ※安全性検査の対象となっているトラクターのうち、令和7年4月以降に新たに発売された型式を導入する場合、安全性検査合格機から選択するものとする。 ※複数年の継続使用を想定しない資材（果実袋、肥料、農薬等）は補助対象としない。</p>	<p>（4）50a 以上 1,000,000 円／実施主体等</p>	
技術支援	<p>農業者等が組織する団体（法人、生産・販売組織等） 知事が認める団体</p>		<p>1 ももの改植や新植に取り組む若手や中堅農家の技術・経営指導等に要する経費 巡回指導、講習会の開催 等</p>	<p>1 定額 (300,000 円)</p>	<p>補助対象事業の目的の達成に支障を来さない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の増額を伴わない場合</p>

山梨県知事 殿

事業実施主体
氏 名

〇〇年度もも・すもも生産拡大支援事業費補助金交付申請書

このことについて、次のとおり事業を実施したいので、もも・すもも生産拡大支援事業費補助金交付要綱第 3 条第 1 項の規定により、補助金の交付を申請します。

1 交付申請額 円

2 添付書類

(1) 計画表 <別紙>

(2) 実施計画書 <別添様式第 1 号>

(3) 誓約書 <別添様式第 2 号>

(4) その他知事が必要と認めるもの

※押印を省略しても差し支えない。

別紙

計画（実績）表

1 事業の目的

2 事業の計画（実績）

(1) 産地競争力強化支援

品目	新植 ・改植	取組件数 (件)	面積 (m ²)	事業費 (円)	補助金額 (円)	備考
もも	新植					
	改植					
すもも	改植					
合 計						

(2) 生産拡大支援

品目	規模拡大面積別取組件数 (件)				事業費 (円)	補助金額 (円)	備考
	10a 以上 20a 未満	20a 以上 30a 未満	30a 以上 50a 未満	50a 以上			
もも							
すもも							
合 計							

(3) 技術支援

支援件数	規模拡大 面積 (m ²)	支援内容	事業費 (円)	補助金額 (円)	備考

3 経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	総事業費 (A) + (B)	負 担 区 分		備 考
		県 費 (A)	その他 (B)	
産地競争力強化支援				
生産拡大支援				
技術支援				
合計				

4 収支予算（又は収支精算）

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
1 県補助金					
2 その他					
合 計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
1 産地競争力 強化支援					
2 生産拡大 支援					
3 技術支援					
合 計					

5 事業完了（予定）年月日
令和 年 月 日

6 支払の方法（実績報告時）

口座振替
金融機関名

本店 ・ 支店 （支店名 ）

預金種別 当座 ・ 普通

口座名義（フリガナ）

口座番号

住 所 〒 ー

殿

山梨県知事

〇〇年度もも・すもも生産拡大支援事業費補助金交付決定通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号をもって申請のあったもも・すもも生産拡大支援事業費補助金については、同補助金交付要綱第4条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知する。

- 1 補助金の交付対象となる事業及びその内容は、補助金交付申請書の記載のとおりとする。
- 2 補助対象事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象事業に要する経費	金	円
補助金の交付決定額	金	円
- 3 補助対象事業の期間は、〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日までとする。
- 4 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 補助対象事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。

補助対象事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更
 - (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
 - (5) 同補助金交付要綱第3条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うものとする。
 - (6) 本補助金への上乗せ補助を除き、国、県、市町村等が実施する他の補助制度と併用して交付を受けてはならない。
- 5 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置
 - (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
 - ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
 - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - ウ 補助対象事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
 - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
 - (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助対象事業等の当該取り消しに係る部分に関

し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

- 6 補助対象事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助対象事業の遂行状況について報告させることがある。
- 7 補助対象事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は完了した日の属する年度の3月1日のいずれか早い期日までに、補助対象事業の成果を記載した実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。
- 8 補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助対象事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。
- 9 取得財産等について、前項の規定にかかわらず、次に定める当該取得財産等の処分制限期間中、前項に規定する帳簿等に加え、財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

処分を制限する財産の名称等		処分制限 期間 (年)
機械等 の分類	財産の名称、構造等	

※ 「処分を制限する財産の名称等」の表は、該当しない場合は記載不要。

山梨県知事 殿

事業実施主体
氏 名

〇〇年度もも・すもも生産拡大支援事業費補助金変更承認申請書

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあったもも・すもも生産拡大支援事業費補助金について、次のとおり変更したいので、同補助金交付要綱第5条の規定により申請します。

1 変更理由

2 変更の内容

[補助金の交付決定を受けた事業の内容と変更後の事業の内容を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。]

※押印を省略しても差し支えない。

山梨県知事 殿

事業実施主体
氏 名

〇〇年度もも・すもも生産拡大支援事業費補助金中止（廃止）承認申請書

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあったもも・すもも生産拡大支援事業費補助金について、次のとおり中止（廃止）したいので、同補助金交付要綱第5条の規定により申請します。

1 中止（廃止）の理由（具体的に記入すること。）

2 中止の期間（廃止の時期）

※押印を省略しても差し支えない。

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体・取組主体名： _____

事業実施年度	令和 年度		補助金名	もも・すもも生産拡大支援事業費補助金						
財産の内容	数量	取得日	経費の配分			処分制限期間		処分の状況		摘要
			事業費	負担区分		耐用年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容	
				県費	その他					
(例) S S	1 台	2025/1/31	5,000,000	1,000,000	4,000,000	7年	2032/1/30			

- (注)
- 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 - 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 - 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定賢者の名称または交付金返還額を記入すること。
 - 4 この書式により難しい場合には、必要事項を含む他の書式をもって財産管理台帳に変えることが出来る。

山梨県知事 殿

事業実施主体
氏 名

〇〇年度もも・すもも生産拡大支援事業費補助金実績報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあったもも・すもも生産拡大支援事業費補助金について、次のとおり事業を完了（中止、廃止）したので、同補助金交付要綱第7条第1項の規定により報告します。

補助金の額 金 円

※以下、様式第1号に準じて作成すること。

- ・軽微な変更があった場合においては、変更前の事業の内容と変更後の事業の内容を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

※押印を省略しても差し支えない。

山梨県知事 殿

事業実施主体
氏 名

〇〇年度もも・すもも生産拡大支援事業費補助金の
仕入に係る消費税等相当額報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあったもも・すもも生産拡大支援事業費補助金
について、同補助金交付要綱第7条第3項の規定により報告します。

1 補助金の確定額 (〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税等相当額	金	円
4 補助金返還相当額	金	円

(注) 内訳資料その他参考となる資料を添付すること。

※押印を省略しても差し支えない。

殿

山梨県知事

〇〇年度もも・すもも生産拡大支援事業費補助金額の確定通知書

〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付決定のあったもも・すもも生産拡大支援事業費補助金の交付額について、同補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり確定したので通知します。

確定額 円

概算払済み額 円

精算払額 円

返納額 円

山梨県知事 殿

事業実施主体
氏 名

〇〇年度もも・すもも生産拡大支援事業費補助金概算払請求書

〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付決定のあったもも・すもも生産拡大支援事業費補助金の交付額について、同補助金交付要綱第9条第4項の規定により、次のとおり概算払の請求をします。

1 概算払請求額 金 円

2 内訳 (単位：円)

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差引額 ①-②=③	今回概算払請求額 ④	備考

3 概算払請求の理由

4 支払の方法

口座振替

金融機関名 _____

本店・支店 (支店名 _____)

預金種別 当座・普通 _____

口座名義 _____

口座番号 _____

住 所 〒 - _____

山梨県知事 殿

事業実施主体
氏 名

〇〇年度もも・すもも生産拡大支援事業費補助金財産処分承認申請書

〇〇年度もも・すもも生産拡大支援事業費補助金により取得した財産を次のとおり処分したいので、同補助金交付要綱第10条第2項の規定により申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細

- 2 処分の内容

- 3 処分しようとする理由

- 4 添付書類
 - ・財産管理台帳
 - ・その他知事が必要と認める書類

(注) 押印は省略しても差し支えない。

もも・すもも生産拡大支援事業費補助金
事業実施計画書(事業実施報告書)

事業実施年度： 年度

事業実施主体名：

第1 事業の目的等

1 事業の目的

--

2 事業実施主体の概要

事業実施主体名	代表者名	構成（事業実施主体が果樹産地協議会の場合は記載）	
		事務局	構成員

3 事業総括表

区分	事業費(円)	負担区分(円)		備考
		県費	その他	
産地競争力支援				
生産拡大支援				
技術支援				
合計				

第2 事業の内容及び計画(実績)

1 事業内容及び費用、負担区分

<産地競争力強化支援>

事業内容	対象面積 (㎡)	取組 件数	実施時期	事業費(円)	負担区分(円)		備考
					県費	その他	
もも振興品種への新植							
もも振興品種への改植							
すもも振興品種への改植							
合計							

(注)備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「除税額〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

<生産拡大支援>

新規栽培・規模拡大 面積別取組件数					規模拡大 面積(㎡)	事業内容	事業費(円)	負担区分(円)		備考
10a以上 20a未満	20a以上 30a未満	30a以上 50a未満	50a以上	合計				県費	その他	

(注)備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「除税額〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

<技術支援>

支援件数	支援内容	規模拡大 面積(㎡)	事業費(円)	負担区分(円)		備考
				県費	その他	

(注)備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「除税額〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

2 事業完了(予定)年月日

年 月 日

第3 添付資料

- 1 様式A:改植・新植計画書(実績書)(産地競争力強化支援)
 - 2 様式B:生産性の向上に資する機械等の導入計画書(実績書)(生産拡大支援)
 - 3 様式C:技術指導計画書(実績書)(技術支援)
 - 4 その他、事業実施計画(事業実施報告書)を細くするために必要な資料
- ※ 様式A～Cについて、事業を実施する区分の資料のみ添付すること。

改植・新植計画書（実績書）

事業実施主体名	
事業実施年度	

1 事業総括表

事業内容	取組 件数	取組 主体数	補助対象 面積 ㎡	事業費 円	補助額 円	除税額 円
もも新植	0		0	0	0	0
もも改植	0		0	0	0	0
すもも改植	0		0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0

2 取組主体別事業計画（実績）

整理 番号	取組 主体 番号	取組主体名	住所	個別 園地 番号	園地所在地	事業 内容	転換前（現況）		改植後		補助対象 面積 ㎡	消費税の 課税区分	事業完了 （予定）日	振興品種への改植			確認事項	
							品目	品種名	品種名	植栽数 （本）				事業費 ※ 円	補助額 円	除税額 円	栽培継続 に係る誓 約書の添 付	果樹経営 支援対策 事業の対 象外
1														-	-	-		
2														-	-	-		
3														-	-	-		
4														-	-	-		
5														-	-	-		
6														-	-	-		
7														-	-	-		
8														-	-	-		
9														-	-	-		
							合計			-	-			-	-	-		

※ 新植に係る経費150円/㎡、改植に係る経費170円/㎡、及び未収益期間（4年分）の栽培管理費220円/㎡

3 添付資料（取組主体ごとに作成・提出）

- (1) 計画書の提出時
 - 誓約書（別添様式第2号）
 - 改植前のほ場写真
 - ほ場位置図

- (2) 実績書の提出時
 - 改植後のほ場写真

生産性の向上に資する機械等の導入計画書（実績書）

事業実施年度	
--------	--

事業実施主体名	
---------	--

取組主体別事業計画（実績）

取組主体番号 ※1	事業実施主体 取組主体名 ※2	所在地（住所）	新規 就農者	新規栽培・規模拡大圃場			実施内容				消費税の 課税区分	事業完了 （予定）日	事業費 （円）	補助額 （円）	除税額 （円）
				圃場数 （力所）	面積（㎡）		導入機械等の 名称・メーカー ・型番	単価 （税込）	数量	金額 （円）					
					モモ	スモモ									
1														-	-
2														-	-
3														-	-
4														-	-
5														-	-
6														-	-
7														-	-
8														-	-
合計															

※1 取組主体番号については、枝番を付けるなどの改変可能。

※2 果樹産地協議会が事業実施主体となる場合は取組主体ごとの内訳を記載。

3 添付資料（事業実施主体または取組主体ごとに作成・提出）

(1) 計画書の提出時

誓約書（別添様式第2号）

新規栽培・規模拡大予定圃場の地図の写し等（所在地、面積、規模拡大の方法、植栽密度などがわかるもの）

見積書（複写可、2者以上より取得）、

事業実施主体及び取組主体が農業者等が組織する団体・農地所有適格法人及び知事が認める団体等の場合は定款、規約の写し等の概要がわかる書類（ただし、果樹産地協議会を除く）

新規就農者に該当する場合、新規就農者であることがわかる書類

(2) 実績書の提出時

新規栽培・規模拡大実施圃場の地図等

導入した機械等、新規栽培・規模拡大した圃場の写真

農地の貸借により新規栽培・規模拡大を行った場合は農用地利用集積等促進計画の写し等の概要がわかる書類

導入機械等の納品書と請求書、代金の支払い証拠書類（現金払いは原則不可。銀行振込など第三者が支払いを証明できるもの）の写し

様式C

技術支援計画書（実績書）

事業実施年度		事業実施主体名	
--------	--	---------	--

1 支援を行う者

氏名	栽培・指導 経験年数	備考

2 支援計画（実績）

支援対象者	住所	就農 年数	現状の 経営面積	規模拡大 面積	支援計画		支援実績		
					月旬	内容	月日	内容	

3 添付資料

誓約書（別添様式第2号）
規模拡大を行うほ場の位置図、写真

誓約書

令和 年度もも・すもも生産拡大支援事業費補助金の交付を受けるにあたり、以下の内容について誓約します。

- 1. 県や農業協同組合などが開催する農作業安全に関する講習会・勉強会へ積極的に参加します。
- 2. 競争力強化支援・生産拡大支援の活用にあたり、事業完了の翌年度から起算して8年または導入する機械等の財産処分制限期間のいずれか長い期間は、同規模にてもも・すもも栽培を継続します。
- 3. 当事業にて導入する機械等については、国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構農業機械研究部門が実施する安全性検査の結果を踏まえて選定します。
- 4. 当事業にて導入する機械等については、その品質を十分に検討するとともに、財産処分制限期間を経過するまで、故障時には自費で修繕し、継続して活用します。
- 5. 当事業にて導入する機械等については、当事業の趣旨に沿った目的のみに使用し、他用途には使用しません。
- 6. 当補助金に関連する申請の内容は十分に確認するとともに、万が一、事実と異なる場合には、すみやかに補助金を返還します。
- 7. 当補助金に関連して、国・県からの調査が行われる場合は積極的に協力します。
- 8. (本則課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者)であることに相違ありません。
- 9. 以下の事項について誓約するとともに、県が必要な場合には山梨県警察本部に紹介することについて承諾します。また、照会で確認された情報は、今後、私と県が行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

(1) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。

- ① 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- ② 暴力団員 (同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- ④ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
- ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑥ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者

(2) (1) の②から⑥に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

(ふりがな)
事業実施主体・取組主体名： _____

(ふりがな)
代表者氏名・印： _____ 印

住 所： _____

生年月日： (大正・昭和・平成・令和) _____ 年 _____ 月 _____ 日

連絡先 (電話・メール)： _____